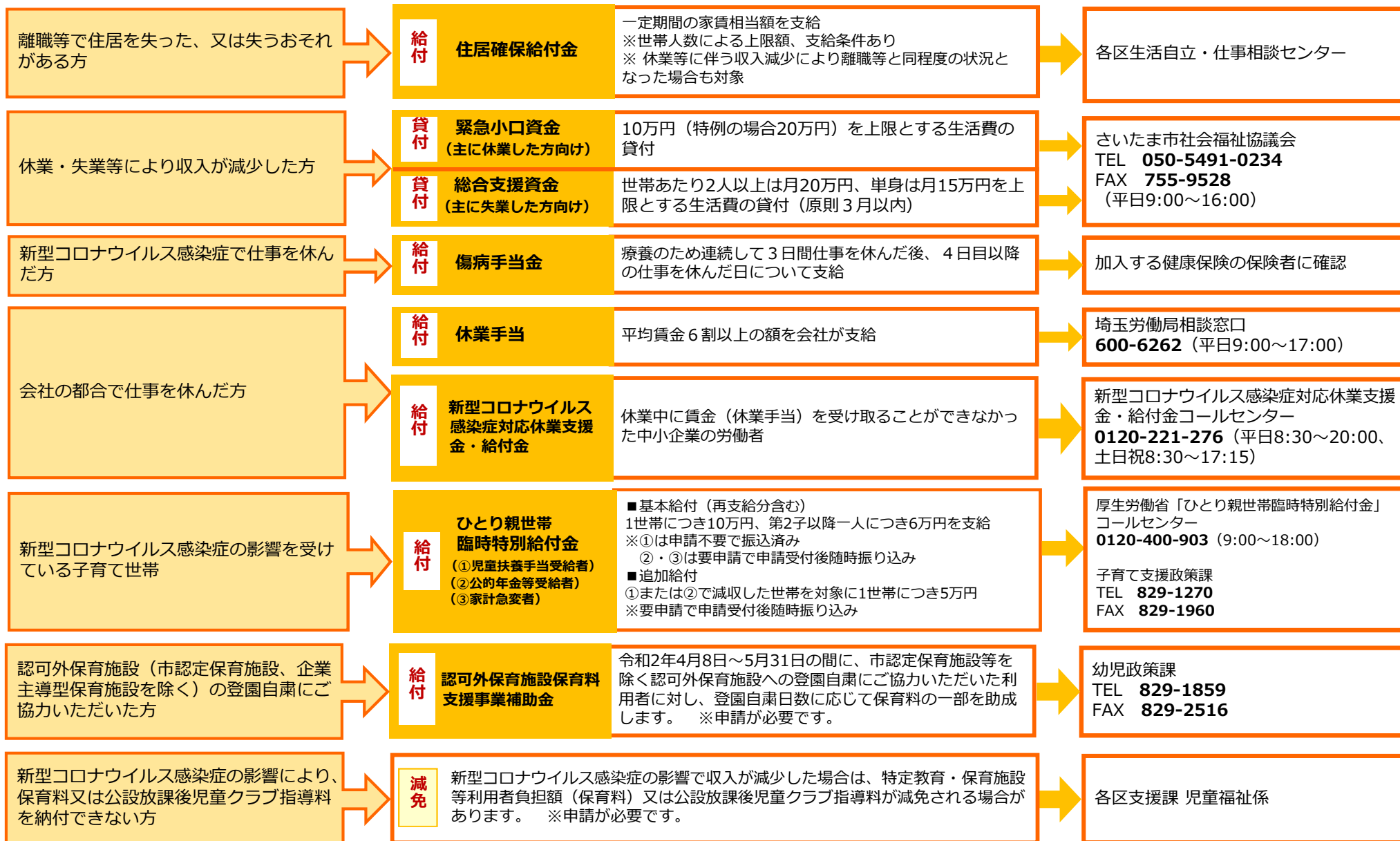


新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策

2月1日時点



個人のみなさまへ



指定行事の中止等により生じたチケット代の払戻しを受けない方

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止や延期、規模縮小がされたとして指定された文化芸術・スポーツイベントについて、チケット代の払戻しを受けない（放棄する）場合に、所得税・住民税が控除できます。

市民税課
TEL 829-1913 FAX 829-1986

公共料金や電話料金が支払えない方

猶予

各電気・ガス・電話等の事業者による支払期限の延長

各電気・ガス・電話等の事業者

猶予

水道料金・下水道使用料の支払いについての相談受付

埼玉水道サービス公社南北水道営業所
【北部】西・北・大宮・見沼・岩槻区
TEL 795-8921 FAX 665-5536
【南部】中央・桜・浦和・南・緑区
TEL 814-1700 FAX 665-5536

テレワークの実施を考えている方

テレワーク可能な市内宿泊施設の一覧を掲載しています。



観光国際課
TEL・FAX 829-1365

解雇等により社員寮等を退去し、居住の場を失った方

解雇、雇止めにより社員寮等から退去を余儀なくされる求職者に、一時的な住居として市営住宅を6ヶ月の期限付きで提供します。

住宅政策課
TEL 829-1521 FAX 829-1982